

厚生労働省発薬食 0420 第 66 号
平成 24 年 4 月 20 日

薬事・食品衛生審議会会長
望月 正隆 殿

厚生労働大臣 小宮山 洋子

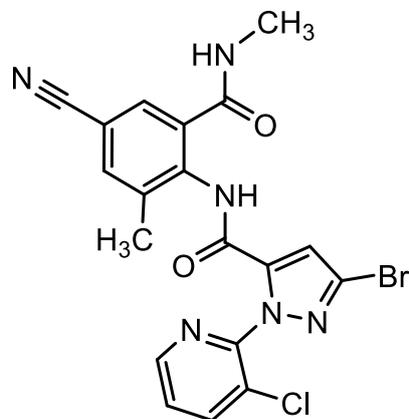
諮 問 書

下記の事項について、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 23 条の 2 の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

記

3-ブロモ-1-（3-クロロピリジン-2-イル）-N-[4-シアノ-2-メチル-6-（メチルカルバモイル）フェニル]-1H-ピラゾール-5-カルボキサミド（別名シアントラニリプロール）及びこれを含有する製剤の毒物及び劇物取締法に基づく劇物からの除外について

3-ブロモ-1-(3-クロロピリジン-2-イル)-N-[4-シアノ-2-メチル-6-(メチルカルバモイル)フェニル]-1H-ピラゾール-5-カルボキサミド(別名シアントラニプロール)及びこれを含有する製剤の毒物及び劇物取締法に基づく劇物からの除外について



$C_{19}H_{14}BrClN_6O_2$

CAS No. : 736994-63-1

- 名称 (英語名) 3-Bromo-1-(3-chloropyridin-2-yl)-N-[4-cyano-2-methyl-6-(methylcarbamoyl)phenyl]-1H-pyrazole-5-carboxamide
(日本語名) 3-ブロモ-1-(3-クロロピリジン-2-イル)-N-[4-シアノ-2-メチル-6-(メチルカルバモイル)フェニル]-1H-ピラゾール-5-カルボキサミド
(別名) シアントラニプロール (ISO : Cyantranilprole)

経緯

上記化学物質は、現在、農薬登録されていない物質であるが、今般、事業者より、農薬登録申請があり、原体の毒性データが提出された。現在、毒物及び劇物指定令(昭和40年政令第2号)第2条第1項第32号の有機シアン化合物及びこれを含有する製剤に該当し、劇物となるものであるが、当該物質が、劇性を持たないものであることが判明したことにより、劇物から除外するものである。

用途

農薬(殺虫剤)

物理的・化学的性質

別紙1を参照

毒性

別紙2を参照

事務局案

3-ブロモ-1-(3-クロロピリジン-2-イル)-N-[4-シアノ-2-メチル-6-(メチルカルバモイル)フェニル]-1H-ピラゾール-5-カルボキサミド(別名シアントラニプロール)及びこれを含有する製剤を、「劇物」から除外することが適当である。

【別添 1】

物理的・化学的性質（原体）

項目	
名称	(英語名) 3-Bromo-1-(3-chloropyridin-2-yl)-N-[4-cyano-2-methyl-6-(methylcarbamoyl)phenyl]-1H-pyrazole-5-carboxamide (日本語名) 3-ブロモ-1-(3-クロロピリジン-2-イル)-N-[4-シアノ-2-メチル-6-(メチルカルバモイル)フェニル]-1H-ピラゾール-5-カルボキサミド (別名) シアントラニリプロール
CAS 番号	736994-63-1
化学式	C ₁₉ H ₁₄ BrClN ₆ O ₂
分子量	473.71
物理化学的性状	
外観	白色粉末
沸点	測定不能 (350°Cで分解)
融点	224°C
密度	1.5 g/cm ³ (20°C)
相対蒸気密度	1.4965 (空気=1)
蒸気圧	1.787×10 ⁻¹⁴ Pa (25°C)
溶解度	水: 14.24×10 ⁻³ g/L (20°C)、 オクタノール/水 分配係数 (log P): 1.94±0.11 (pH7, 22°C)
引火性及び発火性	—
安定性・反応性	熱: 350°Cまで安定。
換算係数	—
国連(UN)番号	—
国連危険物輸送分類	—
EC / Index 番号	—
EU-Annex I 分類	未収載

【別添 2】

毒性（原体）

試験の種類	供試動物等	試験結果	備考
急性経口毒性 (95.6%)	ラット	LD ₅₀ : ♀ >5,000 mg/kg	OECD TG 425, US EPA OPPTS 870.1100 GLP 準拠
急性経皮毒性 (94.5%)	ラット	LD ₅₀ : ♂, ♀ >5,000 mg/kg	OECD TG 402, US EPA OPPTS 870.1200, * 1 GLP 準拠
急性吸入毒性 (ダスト) (〃)	ラット	LC ₅₀ : ♂, ♀ >5.2 mg/L/4hr	OECD TG 403, US EPA OPPTS 870.1300, * 2 GLP 準拠
刺激性	ウサギ (95.6%)	皮膚腐食性 : ♂, ♀ なし	OECD TG 404, US EPA OPPTS 870.2500, * 3 GLP 準拠
	ウサギ (〃)	眼刺激性 : ♂, ♀ なし	OECD TG 405, US EPA OPPTS 870.2400, * 4 GLP 準拠

* 1 : 農薬の登録申請に係る試験成績について（平成 12 年 11 月 24 日付け 12 農産第 8147 号農林水産省農産園芸局長通知）（別添）「農薬の登録申請時に提出される試験成績の作成に係る指針」3. 2-1-2

* 2 : 農薬の登録申請に係る試験成績について（平成 12 年 11 月 24 日付け 12 農産第 8147 号農林水産省農産園芸局長通知）（別添）「農薬の登録申請時に提出される試験成績の作成に係る指針」3. 2-1-3

* 3 : 農薬の登録申請に係る試験成績について（平成 12 年 11 月 24 日付け 12 農産第 8147 号農林水産省農産園芸局長通知）（別添）「農薬の登録申請時に提出される試験成績の作成に係る指針」3. 2-1-4

* 4 : 農薬の登録申請に係る試験成績について（平成 12 年 11 月 24 日付け 12 農産第 8147 号農林水産省農産園芸局長通知）（別添）「農薬の登録申請時に提出される試験成績の作成に係る指針」3. 2-1-5